

[明石市労働組合連合会への回答]

会計年度任用職員の月例給・一時金遡及改定
に関する申し入れについて（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 現時点において、会計年度任用職員の月例給・一時金の遡及改定を実施していない理由について明らかにすること。
- 2 会計年度任用職員の月例給・一時金について、正規職員と同様の遡及改定を年度内に行うこと。

会計年度任用職員の給与改定の適用時期を正規職員と同様とするにあたっては、適用する職員の範囲や、増額改定時における給与の差額の支給方法、減額改定時における給与の調整方法を定めるなど、運用面の課題を整理する必要があると考えています。

そのため、本年度においては、例年の取扱いのとおり、給与改定の適用時期を翌年度としたうえで、今後、他市の運用状況を調査・研究し、上記課題の整理を行うなど、国の通知を踏まえた運用を検討していく考えです。